

J R 境線沿線地域現状等調査業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、J R 境線の中核とした公共交通ネットワーク強化研究会（以下、「本研究会」という。）における協議事項である、

○広域的なまちづくりに関する事項

○ J R 境線の中核とした沿線エリア全体の持続可能な公共交通ネットワークのあり方に関する事項

について、検討材料となる基礎データを収集することを目的とする。

つては、本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものであり、企画提案の内容や価格等を総合的に評価し、評価順位に基づき契約締結に向けた交渉を行うものである。

2 業務委託の概要

(1)業務名

J R 境線沿線地域現状等調査業務

(2)業務内容

別紙「J R 境線沿線地域現状等調査業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3)契約期間

契約日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

(4)上限額

7, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1)過去 5 年間に於いて、以下の同種業務について、それぞれ 1 件以上の履行実績を有すること。

＜同種業務＞

- ・ 地方公共団体等が発注した地域公共交通計画策定又は地域公共交通計画策定に係る調査業務
- ・ 複数市町村に跨る住民アンケート調査を実施した業務
- ・ 公共交通利用者を対象とした移動実態や利用ニーズ調査を実施した業務

(2)鳥取県内に営業拠点（本支店・営業所）があること。

(3)地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (4)破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。）
- (5)米子市及び境港市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (6)米子市及び境港市の税等を滞納していないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4 事務担当

米子市総合政策部交通政策課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 (0859) 23-5271

電子メール kotsu@city.yonago.lg.jp

5 手続等

(1)参加希望書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加希望書及び添付書類（様式第1号）各1部を、令和8年8月7日（金）午後5時までに、事務担当まで持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和8年8月7日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

(2)企画提案書等の提出

ア (1)の参加希望書を提出した者は、次に掲げる書類を令和8年8月17日（月）午後5時までに事務担当まで持参、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和8年8月17日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

書類	様式	紙面提出数	電子データ
提案者情報書	様式第2号	1部	要
業務実績書	任意様式	8部	
企画提案書	任意様式	8部	
経費見積書	様式第3号	1部	
経費見積内訳書	任意様式	1部	

イ アの書類への記載内容及び留意事項は、別紙1 提出書類記載内容等のおとりとする。

6 質問の方法

質問は、様式第4号に簡潔にまとめ、事務担当に電子メールにより提出すること。

(1)提出期限は、令和8年8月7日（金）午後5時までとする。

(2)回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。

(3)最終の回答は、令和8年8月12日（水）午後5時までに掲載する。

7 審査の方法等

(1)審査方法

ア JR境線沿線地域現状等調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

イ 選定委員会において、提出書類及び本プロポーザルに参加し企画提案する者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査基準に沿って審査し、評価順位を決定する。

ウ 選定委員会の会議は非公開とする。

(2)プレゼンテーションの実施

ア プレゼンテーションの実施時間は1提案者につき20分以内とし、その後、20分程度の質疑応答を行う。

イ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等を使用してはならない。

ウ 企画提案書等に記載していない新たな情報を使用してはならない。

エ プレゼンテーションの実施順序は、提出書類の受付順とする。

オ プレゼンテーションの実施日時及び場所等は、後日連絡する。

(3)審査基準

ア 評価項目の内容及び配点構成は、別紙2 評価項目一覧のおとりとする。

イ 企画提案の評価は次のとおり5段階評価とし、評価点に各評価項目の係数を乗じて得た値を点数とし、合計して採点する。

評価	評価点
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：普通	3点
D：あまり評価しない	2点
E：評価しない	0点

ウ 価格点は最高10点とし、次の式により算出する。

価格点＝最低見積価格／見積価格×10点（小数点以下切り捨て）

※最低見積価格とは、全ての提案者が提出した中で最も低い見積価格を言う。

エ 審査結果により、最も高い点数を得た提案者を最優秀者として選定し、当該提案者と契約に向けた交渉を開始する。

8 失格事項

- (1)参加資格を満たさない場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)見積金額が予定価格を超えている場合。
- (4)本実施要領、関係法令及び事務担当が指示した事項に違反する場合。

9 審査結果の通知等

- (1)審査結果は、令和8年8月下旬頃に提案者宛てに文書にて通知する。電話等による問合せには応じない。
- (2)審査結果についての異議の申立ては、一切受け付けない。

10 契約候補者との協議

- (1)審査により最優秀者として選定された提案者は、契約候補者として業務委託契約の締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。
- (2)協議に際し、JR境線を中核とした公共交通ネットワーク強化研究会は、必要に応じて契約候補者の提案内容に対する修正を求めることができるものとし、契約候補者は誠実にこれに応じること。
- (3)最優秀者として選定された者との協議が不調となった時は、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

11 スケジュール

プロポーザル公募開始	令和8年7月24日（金）
参加希望書提出期限	令和8年8月7日（金）午後5時
質問書提出期限	令和8年8月7日（金）午後5時
質問最終回答	令和8年8月12日（水）午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年8月17日（月）午後5時
プレゼンテーション	令和8年8月下旬
審査結果送付	令和8年8月下旬

1 2 その他

- (1)提案者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2)本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3)提出された書類等は返却しない。
- (4)提出された書類は、参加者に無断でプロポーザル手続き以外の目的のために使用しない。
- (5)参加者は、参加希望書の提出をもって、本実施要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

別紙 1 提出書類記載内容等

1 提出書類全般に関する留意事項

- ・ 1 提案者につき 1 件までの提案とする
- ・ 紙面提出書類は A 4 版（必要に応じて部分的に A 3 版を使用可）片面印刷とする（企画提案書のみ両面印刷を可とする）
- ・ 文字サイズは 10 ポイント以上を基本とする
- ・ 書類様式は米子市ホームページからダウンロードすることを基本とする
- ・ 電子データは、PDF 形式にて提出書類ごとに 1 つのファイルにまとめ、CD-R 又は DVD-R に保存し提出すること
- ・ 提出書類の記載内容及び提出部数が不足している場合は受理しない

2 企画提案書記載内容

- (1) 本業務と同種の業務に関する実績（事業概要等、過去 5 年間のものに限る）
- (2) 実施体制
- (3) 調査方法及び成果物
 - ・ 仕様書「4 調査内容」に定める各調査項目についての調査方法
 - ・ 成果報告書の作成方法
- (4) 調査計画
 - ・ 調査スケジュール

別紙2 評価項目一覧

評価項目				評価点	係数	配点
企 画 提 案 点	能力	実績	過去5年間における同種業務の実績は、 本業務の実施に資する内容か。	5	×2	10
		実施体制	本業務を適切に実施できる体制（専門 性、経験）が整えられているか。	5	×2	10
	提案	提案内容	本業務の趣旨を的確に把握しているか。 課題の捉え方、調査に当たっての着眼点 が優れているか。	5	×2	10
			調査方法は具体的か。調査によって得ら れる成果物は、本研究会における今後の 取組に資するものとなっているか。	5	×5	25
			アンケート調査について、有効な回答を 多数確保するための工夫が講じられて いるか。	5	×3	15
			調査によって得られる成果物は、行政・ 住民にとって分かりやすいものとなる か。	5	×2	10
		事業計画	事業計画、スケジュール等は適切である か。契約期間内に実現可能な工程となっ ているか。	5	×2	10
価格点						10
合計						100